

## 法第43条 建築等の許可申請書類一覧表

- ◎申請書は正本1部、副本1部(正本のコピー)の合計2部提出してください。
- ◎**原本(証明書等の有効期限は交付日から3ヶ月)**が必要なものは、正本に原本を、副本にコピーを添付してください。
- ◎住民票は**マイナンバーの記載のないもの**を添付してください。
- ◎図面に**申請区域を赤枠で表示**し、設計図には**作成した者の記名**をしてください。
- ◎**申請書(正本)の一枚目に本表を添付し、書類及び図面等を表の項目順に綴ってください。**

法第43条  
省令第34条  
市規則第16条

申請書類・図面等		必須	備考	
申請書	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書【省令様式第九】	○		
	申請手数料	○	申請書提出時に窓口で現金でお支払いください。	
添付書類	委任状		担当者氏名及び連絡先(電話番号・FAX番号)を記入する。(委任された者でない者が手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要。)	
	建築理由書	○		
	住民票(原本)	○	申請者が個人の場合	
	法人の登記事項証明書(原本)	○	申請者が法人の場合	
	既存建築物の開発行為等の許可通知書・建築確認済証(写し)		都市計画法第29条又は第43条許可通知書(写し)建築確認済証(写し)又は建築台帳記載証明書	
	固定資産税台帳・名寄帳(原本)		既存適法建築物の延べ面積の1.5倍を超える増改築の場合	
	建物の登記事項証明書(原本)		用途の変更の場合	
	既存の権利を証する書類		政令第36条第1項第3号二の場合	
	土地の登記事項証明書(原本)	○	インターネットのオンライン請求により取得したものは不可。	
	土地使用承諾書		第三者の土地を使用する場合 <b>印は実印</b>	
	印鑑登録証明書(原本)			
	道路・水路等占用許可書等			
	境界確定協議書・確認書	○	協議書(確認書)全ての写し、又は市長の原本証明のあるものを添付する。 申請区域が接道する部分を赤線で明示する。	
	埋蔵文化財の取扱いに関する回答(写し)		<b>生涯学習課</b> :埋蔵文化財の取扱いについて(確認)	
添付図設計	敷地の位置図(1/10,000以上)	○	<b>都市計画課</b> :白井市都市計画図によるもの	
	敷地の区域図(1/2,500以上)	○	<b>都市計画課</b> :白井市都市計画基本図(白図)によるもの	
	連たん図(1/2,500以上)		政令第36条第1項第3号口の場合 市街化区域からの距離及び40戸以上の連たんが確認できるもの。	
	敷地の公図の写し(原本)(1/600以上)	○		
	敷地の求積図(1/500以上)	○		
	敷地の現況図(1/100以上)		○	地盤高、公共施設の位置及び形状、道路及び河川等の幅員等を表示する。
		敷地の断面図(1/100以上)		○
	配置図(1/500以上)		○	道路名称及び建築基準法該当条項、境界杭の種類、道路幅員、申請地及び隣接地の地盤高、土留めの種類及び範囲等を表示する。
	給排水施設計画平面図(1/100以上)		○	給排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、流下方向、吐口の位置及び一次放流先の名称・経路等を表示する。
	がけの断面図(1/50以上)	該当する場合		がけの高さ、勾配及び土質、切土又は盛土する前の地盤面並びにがけ面保護の方法を表示する。
	擁壁の断面図(1/50以上)	該当する場合		擁壁の寸法・勾配・材料の種類、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎杭の位置並びに設計に用いた土質定数等を表示する。
	擁壁構造図(縮尺任意)	高さ1m以上の場合必須。 構造計算書も添付。		構造計算書に地盤支持力の根拠を添付する。 ブロック構造図、既存擁壁等構造図も添付する。 ( <b>ブロック積み</b> の前後の地盤高低差は <b>60cm以下</b> とする。)
	擁壁展開図(縮尺任意)			擁壁の寸法・天端高・材料の種類、伸縮目地、隅角補強並びに水抜き穴の位置、根入れの寸法及び位置、隣地地盤高等を表示する。
	各種構造図(1/50以上)		○	雨水浸透柵、雨水貯留槽、合併浄化槽、道路施設、交通安全施設等の寸法・材料等を表示した構造図を添付する。
予定建築物の平面図・立面図(1/200以上)	立面図は2面以上	○	敷地面積、建築物用途、構造及び規模(建面・床面)、建蔽率、容積率、最高の高さを表示する。	
建築面積及び床面積の求積図(1/200以上)				